



毎月2回10日・25日発行

発行所

川崎市役所

(総務企画局総務部法制課)

川崎市川崎区宮本町1

電話 044-200-2062

FAX 044-200-3748

条例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第4号）	2045	営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（第20号）	2058
◇川崎市職員定数条例の一部を改正する条例（第5号）	2045	◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第21号）	2059
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例（第6号）	2045	◇川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第22号）	2059
◇川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例（第7号）	2048	◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（第23号）	2060
◇川崎市立労働会館条例を廃止する条例（第8号）	2048	◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（第24号）	2061
◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（第9号）	2048	◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第25号）	2062
◇こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第10号）	2055	◇川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（第26号）	2063
◇川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（第11号）	2056	◇川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（第27号）	2064
◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例（第12号）	2056	規則	
◇川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例（第13号）	2056	◇川崎市立労働会館条例施行規則を廃止する規則（第9号）	2065
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例（第14号）	2057	◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第10号）	2065
◇川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（第15号）	2057	◇川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則（第11号）	2067
◇川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（第16号）	2057	◇川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第12号）	2067
◇川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例（第17号）	2057	◇川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（第13号）	2068
◇川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（第18号）	2057	◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（第14号）	2093
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第19号）	2058		
◇川崎市家庭的保育事業等の設備及び運			

◇川崎市職員の保有個人情報の取扱い等 に関する規則の一部を改正する規則 (第15号).....2095	◇川崎市都市公園条例の一部を改正する 条例の一部の施行期日を定める規則 (第34号).....2122
◇川崎市審議会等の会議の公開に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 (第16号).....2098	◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を 改正する規則 (第35号)2122
◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正す る規則 (第17号)2098	◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部を 改正する規則 (第36号)2124
◇川崎市公文書管理規則の一部を改正す る規則 (第18号)2107	◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する 規則 (第37号)2124
◇川崎市公印規則の一部を改正する規則 (第19号).....2108	◇川崎市消防立入検査証規則の一部を改 正する規則 (第38号)2127
◇川崎市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 (第20号).....2111	告 示
◇川崎市庁用自動車管理規則の一部を改 正する規則 (第21号)2111	◇生活保護法等による指定介護機関の指 定 (第131号)2127
◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の 支給に関する規則の一部を改正する規 則 (第22号)2112	◇生活保護法等による指定介護機関の廢 止 (第132号)2127
◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正 する規則 (第23号)2112	◇生活保護法等による指定介護機関の変 更 (第133号)2127
◇川崎市自転車競走電話投票実施規則の 一部を改正する規則 (第24号)2113	◇川崎市路上喫煙防止重点区域における 市長が別に定める場所の指定解除 (第 134号)2127
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関 する条例施行規則の一部を改正する規 則 (第25号)2113	◇自転車等の撤去と保管 (第135号)2128
◇川崎市リサイクルコミュニティセン ター条例施行規則を廃止する規則 (第 26号)2114	◇議決された予算の公表 (第136号)2128
◇川崎市精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律施行細則の一部を改正する 規則 (第27号)2114	◇個人情報保護条例の規定による個人情 報ファイルの届出 (第137号)2189
◇川崎市心身障害者扶養共済条例施行規 則の一部を改正する規則 (第28号)2115	◇個人情報保護条例の規定による目的外 利用等の届出 (第138号)2189
◇川崎市障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律施行細 則の一部を改正する規則 (第29号)2115	◇市長等の資産等報告書等の閲覧に係る 場所及び時間の一部改正 (第139号)2189
◇川崎市総合リハビリテーションセン ター及び障害者福祉施設条例施行規則 の一部を改正する規則 (第30号)2116	◇車両制限令の規定に基づく道路の指定 及び通行方法 (第140号)2189
◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一 部を改正する規則 (第31号)2116	◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要 届出区域の指定 (第141号)2190
◇川崎市小児医療費助成条例施行規則の 一部を改正する規則 (第32号)2117	◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要 届出区域の指定の一部解除 (第142号)2191
◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改 正する規則 (第33号)2121	◇市道路線の認定 (第143号)2192
	◇道路区域の決定 (第144号)2193
	◇道路の供用開始 (第145号)2193
	◇市道路線の廃止 (第146号)2194
	◇道路区域の変更 (第147号)2194
	◇港湾施設の名称、位置、規模等 (第 148号)2194
	◇自転車等の撤去と保管 (第149号)2195
	◇橋公園の魅力向上に向けたPark-PFI事 業に係る公募設置等計画の認定 (第 150号)2195
	◇川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定 管理者の指定 (第151号)2196

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第23号**川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則**

川崎市職員被服貸与規則(昭和29年川崎市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項」を「川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。)第12条」に、「対し」を「に対する」に改める。

第6条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項」を「定年条例第12条」に改める。別表第1建設総務局の部中「道路管理部」を「道路河川管理部」に、「占用及び」を「占用又は」に改める。

附 則**(施行期日)**

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 改正後の規則第6条第3項の規定は、被貸与者が貸与期間中において、退職した後引き続いて川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)附則第5項、第6項、第13項又は第14項の規定により採用され、当該採用の後において既に貸与された被服と同一の被服が貸与される場合について準用する。この場合において、改正後の規則第6条第3項中「定年条例第12条」とあるのは「川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)附則第5項、第6項、第13項又は第14項」と、「採用され、異動し、又は職種若しくは職務の内容を変更し」とあるのは「採用され」と、「当該採用、異動又は変更」とあるのは「当該採用」と読み替えるものとする。

川崎市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第24号**川崎市自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則**

川崎市自転車競走電話投票実施規則(平成7年川崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第36条」に改める。

第36条を削り、第37条を第36条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規

則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第25号**川崎市公害防止等生活環境の保全に関する****条例施行規則の一部を改正する規則**

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第79条第2項第1号を次のように改める。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第2項に規定する第一種指定化学物質

第79条第2項中第2号から第64号までを削り、第65号を第2号とする。

別表第14の2の2水質の汚濁の原因となる物質の表中87の項を91の項とし、74の項から86の項までを4項ずつ繰り下げ、73の項を75の項とし、同項の次に次のように加える。

76	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
----	--------------------------

77	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩
----	-----------------------------------

別表第14の2の2水質の汚濁の原因となる物質の表中72の項を74の項とし、55の項から71の項までを2項ずつ繰り下げ、54の項を55の項とし、同項の次に次のように加える。

56	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
----	----------------------

別表第14の2の2水質の汚濁の原因となる物質の表中53の項を54の項とし、5の項から52の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5	アニリン
---	------

第35号様式の2(表)中「あて先」を「宛先」に、

「
氏 名 印
」

を
「
氏 名
」

に、
「
」

1 指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模の欄には、該当する□内に印を記載し、右欄に規格を記載してください(第3号の要件に該当する事業者にあっては、1日当たりの処理能力が最も大きい施設(施設一式)について、施設(施設一式)の種類及び1日当たりの処理能力を記載してください。)。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。

」

を
「
」

指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模の欄には、該当する□内にレ印を記載し、右欄に規模を記載してください。(第3号の要件に該当する事業者にあっては、1日当たりの処理能力が最も大きい施設(施設一式)について、施設(施設一式)の種類及び1日当たりの処理能力を記載してください。)。

に改め、同様式(裏)中

「

環境配慮行動 要請票の提供手段 ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	(1) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合 計	件

を

「

環境配慮行動 要請票の提供手段 ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合 計	件

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第26号

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例

例施行規則を廃止する規則

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則(平成5年川崎市規則第101号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第27号

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施行細則の一部を改正する規則

川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成8年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第3項」を「第2項」に改める。

第17条の2中「又は第3項」を「又は第2項」に、「同

条第4項後段」を「同条第3項後段」に、「同条第6項」を「同条第5項」に、「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項)の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項)の入院届及び記録」に改める。

様式目次中「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項)の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項)の入院届及び記録」に改める。

第8号様式を次のように改める。